- 平成28年度第1四半期(4月~6月)の判決から -

事例①

平成27年(行ケ)第10122号(皮膚化学的治療のた めのシステムおよび装置)

(不服2014-3838, 特願2010-537149, 特表2011-505923)

平成28年5月11日判決言渡,

知的財産高等裁判所第4部

審決概要

1本願発明の認定(括弧書きは筆者による付加)

光学的放射線を少なくとも1つの生物組織に加え るための装置 (580) であって.

化学反応に基づいて前記放射線を発生させるよう に構成された放射線装置、および、水フィルター(空 洞部590内の水)を備え、

前記放射線装置は、封止された筐体および前記筐 体の内部に設けられた可燃性材料(120)を備え、

前記封止された筐体の外側表面の一部は、前記生 物組織に接するように構成され,

前記水フィルターは, 前記可燃性材料と前記封止 された筐体の外側表面の一部との間に設けられ、

前記水フィルターは, 前記光学的放射線の一部を 濾光し, 且つ, 前記生物組織を冷却するために構成 され.

前記光学的放射線は、前記少なくとも1つの生物 組織の少なくとも一部に生物学的影響をもたらす 装置。

2引用発明1(審決は「引用発明」と表記)の認定

光を皮膚の治療領域に送達するための治療処置装 置であって、

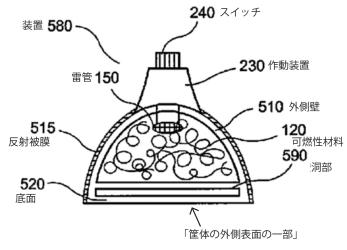
着火性材料5の着火によって光を放出するインコ ヒーレント光源3を備え、

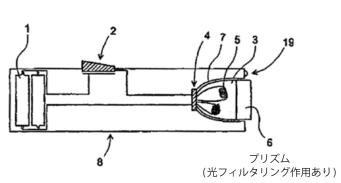
インコヒーレント光源3は、プリズム6を前部に 備えた中空の容器、及び中空の容器の内部には着火 性材料5を備え、

プリズム6の前端部の表面は、治療の間に皮膚に 接触するものであって、

さらに、プリズム6及びプリズム6の側面のコー ティングによって光をフィルタリングするように構 成された,

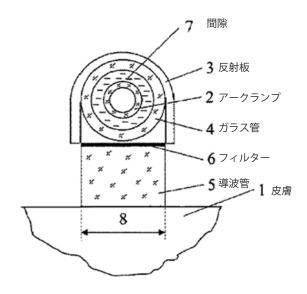
光によって皮膚疾患の治療を行う治療処置装置。





3引用発明2(審決は「刊行物2の記載事項」と表記) の認定(括弧書きは筆者による付加)

患者の皮膚の処置のため、ランプ(2)からの光を 導波管 (5) を通じて患者の皮膚 (1) へ向けるため の装置において、光スペクトルのフィルター処理を 行なうためにフィルター6を設け、フィルター6を 液体水フィルターとし、この水を冷却用にも使用す ること。



4 対比

……引用発明の「中空の容器」は、……本願発明 の「封止された筐体」に相当し、……引用発明の「プ リズム6の前端部の表面 | は、……本願発明の「封 止された筐体の外側表面の一部」に相当……する。

……そして、引用発明の「プリズム6及びプリズ ム6の側面のコーティング と、本願発明の「水フィ ルター」とは、両者とも光学的放射線の一部を濾光 するものであるから、「光学的フィルター」である ことにおいて共通する。

以上のとおりであるから、両者の一致点、相違点 は以下のとおりである。

[一致点]

光学的放射線を少なくとも1つの生物組織に加え るための装置であって,

化学反応に基づいて前記放射線を発生させるよう に構成された放射線装置,および,光学的フィルター を備え,

前記放射線装置は、封止された筐体および前記筐

体の内部に設けられた可燃性材料を備え,

前記封止された筐体の外側表面の一部は、前記生 物組織に接するように構成され,

前記光学的フィルターは、前記光学的放射線の一 部を濾光するために構成され,

前記光学的放射線は、前記少なくとも1つの生物 組織の少なくとも一部に生物学的影響をもたらす 装置。

[相違点]

光学的フィルターが,本願発明においては,水フィ ルターであって、可燃性材料と封止された筐体の外 側表面の一部との間に設けられ、光学的放射線の一 部を濾光し、且つ、生物組織を冷却するものである のに対して、引用発明においては、インコヒーレン ト光源3のバルブ本体の前部に配置されたプリズム 6及びプリズム6の側面のコーティングからなるも のであって、光学的放射線の一部を濾光するもので あるが、生物組織を冷却するものであるかまでは不 明である点。

5 相違点の判断

……刊行物2には、ランプからの光を導波管を通 じて患者の皮膚へ向けるための装置において、液体 水フィルターが、光スペクトルのフィルター処理の ための手段であることに加えて、冷却のための手段 であることが記載されているといえる。

また、上記刊行物1の記載……において、装置の 前端部に冷却手段を配置することが有利であり、そ れによって患者が治療にともなう熱感や灼熱感を感 じないように熱が冷却されることの示唆がなされて

そうすると、刊行物1及び刊行物2に接した当業 者が、引用発明の治療処置装置に、上記刊行物2に 記載された液体水フィルターを、光のフィルタリン グを行うことに加えて皮膚の冷却を行うための冷却 手段として採用すること、その際、皮膚の冷却を効 果的に行うために、該液体水フィルターを、装置の 前端部あるいは装置の前端部に近接した部分であ る,着火性材料5とプリズム6の前端部の表面の一 部との間に設けて、上記相違点における本願発明の 特定事項のように構成する程度のことは、容易にな し得たと認められる。

取消事由

- 1 一致点の認定の誤り及び相違点の看過(理由なし)
- 2 相違点に係る容易想到性の判断の誤り(理由あり)

判示事項

1取消事由1(一致点の認定の誤り及び相違点の看 過) について

(略)

2取消事由2(容易想到性の判断の誤り)について

(1) 引用例2記載の液体水フィルターについて…… ア 引用例2記載の装置について……

(エ) 小括

以上によれば、引用例2には、本件審決が認定し た引用発明2……のうち、「患者の皮膚の処置のた め、ランプからの光を導波管を通じて患者の皮膚へ 向けるための装置において、光スペクトルのフィル ター処理を行なうためにフィルター6を設け | るこ と及びそのフィルター6を吸収フィルターとするこ とが記載されているということができる。

イ 光スペクトルのフィルター処理について

引用例2には、「光のフィルター処理」という項目 につき、概要、以下のとおり記載されている。…… c 吸収フィルターは、スペクトルの長波長部分を、 短波長部分よりもより良く伝送する。これは、より 深いターゲットの処置にとって好ましく、かつ表皮 にとって安全である。あいにく、吸収フィルターは 光で加熱され、また冷却を要する。そのため、この フィルターをランプ2上又は管4内部に配置するこ とが最も効率的である。これがその場合なら、間隙 7内の液体又は気体がランプと同時にフィルターを 冷却し、該ランプは主要な熱源である。フィルター は、間隙7内の液体又はランプ2若しくは管4が形 成される材料に加えられた吸収ドープ (イオン、原 子,分子,微結晶)として実現され得る。水フィル タリングが望ましい場合、間隙7内の流体は、所望 により単独の又ドープされた水であり得る。油、ア ルコール等の他の流体も間隙7に使用され得る $([0075])_{\circ}$

d フィルター処理は、屈折率に対する共振散乱を 用いることで実行され得る。例えば、波長んでの 冷却液体の屈折率と一致する粒子66の屈折率を選 ばせる。その際、波長での管における散乱は存在 せず、そのため、伝送は最大である。波長がλか ら離調されると、屈折率の不整合が増加し、光の 散乱及び吸光度の両方を強化する。構成要素7又は 66の少なくとも一方の屈折率が、光のパワー又は 温度の関数として変化する場合、この散乱媒体は、 該組織における流束量を自動的に(自動)調節をす ることができる。……フィルター6は、同じ原理を 用いて実施され得る。……フィルター6は、液体が 凍結された際の整合屈折率Δn≒0を有する液体(例 えば水) 及び固体状態の粒子の懸濁として形成され 得る。この状態における光の散乱及び減衰は非常 に低い。導波管5の温度(0℃周辺)は、液体が完全 に融解……するまでフィルター6の融解温度に留ま る。この時間は、良好な冷却による皮膚の処置に 使用され得る。液体中の媒体の屈折率及び結晶条 件は、非常に異なる。そのため、融解後、液体6は、 ビームの著しい減衰を有する高散乱板になる。6が その冷却能力を失うと、組織における流東量は、 従って、自動的に下がり、組織を損傷から保護す る(【0076】)。

e 1.4 μ m 及び1.9 μ m で水の IR 吸収ピーク付近の 光スペクトルをフィルターに通すため、厚さ1~ 3mmの液体水フィルターが使用され得,この水は, 冷却用にも使用され得る(【0077】)。

(イ)液体水フィルターについて

前記(ア)によれば、引用例2には、吸収媒体と して水を使用し、1.4 µm及び1.9 µmにある水の IR吸収ピークを利用した吸収フィルターである液 体水フィルターが開示されている(【0077】)。そして, 「吸収フィルターは光で加熱され、また冷却を要す る。……フィルターは、間隙7内の液体……として 実現され得る。水フィルタリングが望ましい場合, 間隙7内の流体は、所望により単独の又ドープされ た水であり得る。」(【0075】)との記載に鑑みれば、 引用例2には、①間隙7内の水を吸収フィルターと して用いる液体水フィルターと②【図1】のフィルター 6を含む任意の場所に設ける液体水フィルターが開 示されているものと解される。したがって、引用例 2には、本件審決が認定した引用発明2……のうち、 「フィルター6を液体水フィルターと」 することが記 載されているということができる。

ウ 皮膚の冷却について

(ア)引用例2記載の装置における冷却について

冷却に関し、引用例2には、「導波管5は、効率 的な光の患者の皮膚1への結合(結びつけ)及び皮 膚表面の冷却を与えるため、少なくとも処置中、該 皮膚1と光学的及び熱的に接触する。ランプの低平 均電力(処置の低繰返し率を含む)では、装置構成 要素 (ランプ2, 反射板3, 吸収フィルター) の冷却 は、自然対流によって与えられ得る。ランプの高平 均電力では、追加の冷却は、冷却システム11(図2) によって与えられ得、該システムは、液体又はガス を例えばチャネル又は間隙7を通って流し、冷却さ れた構成要素と流れている冷却剤、例えば間隙7の 液体との熱的接触の結果として、この場合、冷却す る。もし皮膚(表皮)の冷却が必要ならば、導波管 5は、照射の前、間及び/又は後に冷却され得る。 導波管5を冷却するための模範的な技術は、後述さ れる。」(【0025】) との記載があり、同記載によれば、 引用例2記載の装置においては、①装置構成要素(ラ ンプ2, 反射板3, 吸収フィルター) の冷却及び② 皮膚の冷却を要することが認められる。そして、上 記記載に加え、①装置構成要素の冷却に関し、「ラ ンプは、間隙7内のガスによって冷却され得、また、 高い繰返し率及び高平均電力では、間隙7内の液体 による。」(【0058】)、「吸収フィルターは光で加熱さ れ、また冷却を要する。……間隙7内の液体又は気 体がランプと同時にフィルターを冷却し, 該ランプ は主要な熱源である。」(【0075】)との記載があり、 他方、②皮膚の冷却に関しては、「表皮保護のため の皮膚の冷却」が導波管の機能の1つとして明示さ れており(【0060】), さらに, 「冷却」という項目が 設けられ(【0078】~【0083】),「提案装置において, 皮膚冷却は、導波管5の冷却チップとの接触を通じ て実施される。 導波管5を冷却するためのいくつか の機構があり得る。」(【0078】)との記載に続いて、 導波管5を冷却するための複数の機構が具体的に紹 介されている(【0078】~【0083】)。

したがって、引用例2記載の装置においては、① 装置構成要素の冷却には、ランプ2と管4との間隙 7内の液体又は気体が用いられ、②皮膚の冷却は、 導波管5の冷却により行われることが認められる。

(イ) 導波管の冷却について

前記(ア)のとおり、「冷却」という項目の下、導

波管5を冷却するための複数の機構が具体的に紹介 されているところ、それらは、いずれもフィルター 6を含む任意の場所に設けられた液体水フィルター の水及び間隙7内の液体又は気体を導波管5の冷却 に使用するものではない。

前記イ(ア)dのとおり、【0076】には、光スペク トルのフィルター処理の一態様として、フィルター 6を、「液体が凍結された際の整合屈折率 Δn≒0を 有する液体 (例えば水) 及び固体状態の粒子の懸濁 として形成」することが記載されており(懸濁フィ ルター), 上記記載の後に「導波管5の温度(0℃周辺) は、液体が完全に融解するまでフィルター6の融解 温度に留まる。この時間は、良好な冷却による皮膚 の処置に使用され得る。」と記載されていることか ら、懸濁フィルターは、導波管5の冷却により皮膚 を冷却するものと認められる。

(ウ)液体水フィルターによる冷却について a 懸濁フィルターとの関係について

……懸濁フィルターは、屈折率に対する共振散乱 を利用したスペクトル共振散乱体であると解される ……。したがって、懸濁フィルターにおいて、これ に入射した波長 λ の光の透過率は、主として波長 λ における凍結した液体(氷)と固体粒子との屈折率 の差に応じて決まるものと認められる。

他方、液体水フィルターは、水を吸収媒体として 用いる吸収フィルターであるから、これに入射した 波長λの光の透過率は、主として波長λと水の赤外 線吸収ピークとの差に応じて決まるものと認められ る。

以上のとおり、<u>スペクトル共振散乱体である懸濁</u> フィルターと吸収フィルターの一種である液体水 フィルターとは、明らかに動作原理を異にする。

また、【0076】の上記記載のとおり、懸濁フィルター は、凍結した液体が融解すると光を著しく減衰させ る高散乱板になるのであるから、光スペクトルの フィルターとして作用するのは、液体の凍結時のみ であり、融解後は同フィルターとして作用しない。 したがって, 懸濁フィルターは, 液体状のものをフィ ルターとして使用するものではない。

以上によれば、液体水フィルターと懸濁フィルター とは、別個のものであるということができる。 b 本件審決が認定した引用発明2における液体水

フィルターは、フィルター6の場所に設けられたも

のであるが、その水を皮膚の冷却に用いることは、 引用例2に記載も示唆もされていない。なお、前記 イ(イ)のとおり、液体水フィルターには、間隙7 内の水を吸収フィルターとして用いるものもある が、引用例2には、間隙7内の水についても、これ を皮膚の冷却に用いることは、記載も示唆もされて いない。また、この点に関し、液体水フィルターに ついては、「厚さ1~3mmの液体水フィルターが使 用され得、この水は、冷却用にも使用され得る| (【0077】)との記載があるところ、液体水フィルター には、間隙7内の水を吸収フィルターとして用いる ものとフィルター6を含む任意の場所に設けられる ものがあるが、①前記ウのとおり、装置構成要素の 冷却には、間隙7内の液体が用いられること、②い ずれの液体水フィルターについても、1~3mmの厚 さに薄く広げられた水が導波管5の冷却を介して皮 膚1を冷却する効果をもたらすとは必ずしもいい難 いことから、上記「冷却用」は、ランプなどの装置 構成要素の冷却用を意味するものと考えられる。 c 以上のとおり、液体水フィルターは、皮膚を冷却 <u>するものということはできない。</u>

したがって、本件審決が認定した引用発明2…… <u>のうち、「患者の皮膚の処置のため、ランプからの</u> 光を導波管を通じて患者の皮膚へ向けるための装置 において、光スペクトルのフィルター処理を行なう ためにフィルター6を設け、フィルター6を液体水フィ ルターと」することは認定できるが、「この水を(皮 膚の)冷却用にも使用すること」までは認定するこ とができない。

(2) 引用発明1に引用例2に記載された発明を適用 することについて

引用例2に記載された発明は、「患者の皮膚の処 置のため、ランプからの光を導波管を通じて患者の 皮膚へ向けるための装置において、光スペクトルの フィルター処理を行なうためにフィルター6を設け、 フィルター6を液体水フィルターとすること」であり、 この液体水フィルターの水を皮膚の冷却用に使用す ることは、認められず、したがって、仮に引用発明 1の「プリズム6及びプリズム6の側面のコーティ ングからなる光学的フィルター」を引用例2に記載 <u>された液体水フィルターに替えたとしても,光学的</u> フィルターが生物組織を冷却するという相違点に係 る本願発明の構成に至らない。

(3) 被告の主張について

ア 被告は、本件審決が認定した引用発明2の「フィ ルター6」としての「液体水フィルター」には、懸濁 フィルターと 「液体水フィルター」(【0077】) の双方 が含まれ、本件審決は、当業者であれば、引用例2 に記載された「冷却用」との文言が患者の皮膚の「冷 却用 | を意味するものと認識することができ、仮に、 そうではないとしても、液体水フィルターが患者の 皮膚に対する冷却効果をもたらすことは認識するこ とができると把握した上で、液体水フィルターを患 者の皮膚を冷却するための手段として認定したので あり、同認定に誤りはない旨主張する。

しかし、前記(1)のとおり、【0077】の「液体水フィ ルター」と懸濁フィルターとは明らかに動作原理を 異にする上、「液体水フィルター」が間隙7内の水を 吸収フィルターとし、光スペクトルのフィルターと して常時作用するのに対し、懸濁フィルターが上記 作用をするのは液体の凍結時に限られるという相違 があることから、両者は全く別個のものである。引 用例2においても、両者は明確に分けて記載されて おり、懸濁フィルターについて記載された【0076】中、 「液体水フィルター」という文言は見られず、また、 両者の上位概念として「液体水フィルター」という 文言が使用されている例もない。

以上に鑑みると、本件審決が認定した引用発明2 の「液体水フィルター」は、【0077】の「液体水フィ ルター」を指し、懸濁フィルターはこれに含まれな <u>いと解するのが自然である。</u>そして,前記(1)のと おり「液体水フィルター」は、皮膚を冷却するもの ということはできない。……

(4) 小括

以上によれば、本願発明は、引用発明1及び引用 例2に記載された発明に基づいては容易に想到する ことができるということはできず、本件審決の判断 は、誤りである。

(所感)

1 本件は、相違点に係る容易想到性の判断の誤りを 理由として審決が取り消された事例であるが、その 理由を成り立たせている主要な要素は、副引用発明 である引用発明2の認定の誤りである。

具体的には、審決が引用発明2を「……フィルター 6を液体水フィルターとし、この水を冷却用にも使 用すること」と認定した(なお、「冷却」の対象が記 載されていないが、「皮膚」を意味するものと解さ れる¹⁾。) ことに対して、判決は、「『この水を(皮膚の) 冷却用にも使用すること』」までは認定することが できない。」と判示している。

もっとも、以下では、認定誤りとされた技術的理 由についてではなく、審決の説示の程度について述 べることとしたい。

2 そこで、審決における引用発明2の認定に至るま での説示をみると、まず、引用例2の記載が段落 【0076】及び【0077】を含めて摘記され、次に、「よっ て、以上の……刊行物2の記載を総合すれば、刊行 物2には以下の事項……が記載されている。」と説示 され、その後に、上記認定に至っている。

他方、引用例2では、「液体水フィルター」(段落 【0077】)と「懸濁フィルター」(段落【0076】)に係 る記載が特に重要なものといえるが、これらが皮膚 を冷却する作用を有することが明記されているとは いえない。しかも、引用例2は、英語PCT出願に 対応する公表公報であることに加えて、多種多様な 技術的事項が雑然と記載されていることもあって、 内容が容易に理解できるともいえず、よって、段落 【0076】及び段落【0077】の引用例2の記載全体にお ける位置づけやこれらの相互関係などもただちに理 解できるものではなかった。さらに、本願発明の技 術的特徴の一つが、皮膚を冷却するための水フィル ターを設けることとなっている上、請求人(原告)は、 審判請求書において、「引用文献4(筆者注:本訴の 引用例2) は、水フィルターが組織を冷却すること は記載も示唆もしていない。」との主張もしていた。

これらの事情からすれば、引用例2の摘記事項と 引用発明2の認定事項との間には相当のギャップが あったといえるのであり、そうすると、審決は、そ のギャップを埋めるために必要な説示をするべきで あったにもかかわらず、それをしなかったと言わざ るを得ないと考えられる。

3 本件では、上記説示をすることで、審決の引用発 明2の認定には誤りがないと判断された可能性も あったように思われる。

すなわち、判決も認定するように、引用例2の「懸 濁フィルター」(段落【0076】)は、導波管5の冷却 により皮膚を冷却するものである(この点も争点で あった。)とともに、凍結時には光スペクトルのフィ ルターとして作用するものである。そして、審判合 議体は,引用発明2における「液体水フィルター」 との表現を、上記「懸濁フィルター」をも念頭にお いて採用したものであった。そこで、被告はその旨 主張したが、審決の記載からは解されない旨判示さ れることとなった。そうすると、仮に、審決で上記 説示をしておけば、審判合議体の意図がより明らか になったため、このような判示とはならなかったか もしれないといえる。

いずれにせよ、合議時には誤りなく検討をしてい たにもかかわらず、その内容が審決の理由に十分に 表れていないため、その意図が裁判所に理解されな いといったことがないように注意する必要がある。 また、 審決取消訴訟における被告準備書面による補 充には限界があり、当然ながら、審決の理由中に 記載されることが重要であるということも指摘で きる。

4 以上とは別の問題として、審決は、引用発明1と 引用発明2とを組み合わせて出来上がった物(以下 「結果物」という。)として、「皮膚の冷却を効果的に 行うために、該液体水フィルターを、装置の前端部 あるいは装置の前端部に近接した部分である、着火 性材料5とプリズム6の前端部の表面の一部との間 に設けて、上記相違点における本願発明の特定事項 のように構成 したものを想定している。

しかしながら、本件における上記結果物について は、それが具体的にどのようなものであるのかがた

¹⁾ 引用発明2の液体水フィルターの「冷却」対象が皮膚であることが認定できない場合は、液体水フィルターにより皮膚を冷却することが 技術常識であるなどの事情があればともかく、引用発明2の液体水フィルターが、引用例1の「……冷却手段を装置の前端部に配置する ことにより、患者がこのような治療にともなう熱感や灼熱感を感じないように熱が冷却される。| との示唆に応えるものにはならないの で、上記示唆をもって、引用発明1に引用発明2を組み合わせる動機付け足り得ると評価することは難しい。なお、判示事項2の(2)の 判示は、以上の趣旨を含んでいるとも考えられる。

だちに明らかではなく、むしろ、具体的に説示され なければ理解できないといえる。例えば、上記結果 物において、「液体水フィルター」がどこに設けら れたことになるのかや、引用発明1の「プリズム」2) における光フィルタリング作用がどのようになった ことになるのか(残っているのか、なくなったのか) などが判然としないところである3)。

このような状況は、特技懇281号 (2016年5月) で紹介された「計器パネルおよび計器パネル向けの ボードユニット」事件と同様の問題があるので、注 意が必要である。すなわち、一般に、主引用発明に 副引用発明を組み合わせることにより相違点が容易 想到であるとの結論に至るためには、①これらを組 み合わせることに動機付けがあるかを検討し、②こ れらの引用発明同士を組み合わせてどのような結果 物が得られるのかを、本願発明の知見を入れないよ うにして検討し、③その結果物が本願発明となって いるのかを検討する必要がある。しかし、審決は、 ②に相当する説示を実質的に行うことなしに、組み 合わせによって相違点に係る構成が得られることを 単に記載したにとどまっているのであって、その意 味で上記事件と同様であるといえる。そして、この ような説示は、審決の理由として十分なのかが問題 となり得るところであるが、さらに、判断の誤りが 入り込みやすく、しかも、誤りが入り込んでも気づ きにくいことが指摘できる。

この点につき、判決は、具体的な判示をしていな いが、「(4) 小括」において「本願発明は、引用発明 1及び引用例2に記載された発明に基づいては容易 に想到することができるということはでき」ない(傍 点筆者)との表現ぶりが採用されたことは、裁判所 がこの点に関して審決の判断に誤りがあるとの心証 をもっていることを、意味しているともいえよう。

合議に際して、主引用発明や副引用発明などから 本願発明が得られることの論理を十分に検討するこ との重要性は言うまでもないが、その論理の妥当性 は、審決起案のプロセスを通しても重ねて検証され るべきであり、その検証をより充実させる意味でも、

必要な説示が欠けることのないよう注意する必要が あると考えられる。

執筆者紹介

事例①27(行ケ)10122 山村浩(審判部訟務室)

(特に注が無い限り、括弧内は執筆時点での所属を表してい ます。)

²⁾ 審決は、引用発明1の「プリズム6の前端部の表面」を本願発明の「封止された筐体の外側表面の一部」に相当させているので、審決の論 理付けによれば、上記結果物には、「プリズム6」が残っているものと考えられる。

³⁾ 審決取消訴訟では、この点に関連した主張が原告からなされたため、被告準備書面の中で説明することとなった。